

2026年2月12日
なないろ生命保険株式会社

睡眠時無呼吸症候群に関する入院をされた場合の給付金請求の
お手続きおよびお取扱いについて

当社では、2026年2月24日より、睡眠時無呼吸症候群に関する入院（いびき、眠気、あくびを含む）をされた場合の給付金請求のお手続き等について、以下の取扱いとすることといたしましたので、お知らせいたします。

睡眠時無呼吸症候群に関する入院をされた場合の給付金請求について、2024年9月9日以降より、医療機関発行の当社所定診断書をご提出いただくお取扱いとさせていただいておりましたが、ご入院時の状況（実施された検査や治療の内容）等について、より迅速・詳細に確認をさせていただくために、2026年2月24日以降に当社へご請求のお申し出をいただいたものから、医療機関発行の当社所定診断書（睡眠時無呼吸症候群用）にて給付金のお手続きをさせていただくお取扱いといたします。

なお、ご提出書類の内容によっては、ご入院時の状況について、医療機関等へ事実確認をさせていただく場合がございます。

また、睡眠時無呼吸症候群に関する入院には、「睡眠時の気道を確保するための手術やCPAP（経鼻的持続陽圧呼吸）療法などの治療」を目的とする入院のほかに、「睡眠時の呼吸状態等の検査」を目的とする入院もありますが、「睡眠時の呼吸状態等の検査」のみを目的とする入院は、睡眠時に実施する必要があるために入院を要するものであり、治療をともなわない入院や治療の必要がない場合等は、入院給付金等のお支払いの対象となる「治療を目的とした入院」には該当せず、お支払いの対象外となります。

以上